

職長・安全衛生責任者能力向上教育

1 教育の目的

建設業では、職長等の職務に新たに就くことになった者には、安全又は衛生のための教育を行わなければならないとされています。

また、一定の要件を満たす建設現場に入った事業者は、安全衛生責任者を選任しなければならないとされています。安全衛生教育等推進要綱では、職長等、安全衛生責任者のそれぞれについて、事業者が、概ね5年ごと又は機械設備等に大きな変更があったときに、能力向上教育に準じた教育を受けさせるよう求めています。

先般、厚生労働省より「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」(平成29年2月20日基発0220第3号)が発出され、安全衛生責任者を職長が兼務する機会が多いことから、現場の安全衛生管理のキーマンとして本教育を実施するものです。

2 受講対象

「職長・安全衛生責任者教育」を修了して概ね5年経過した者。

3 科目及び時間 (途中休憩を含む)

科 目	時間	時 間 割
職長等及び安全衛生責任者として行うべき労働災害防止に関する事。	120	8:50~10:55
労働者に対する指導又は監督の方法に関する事。	60	11:00~12:00
危険性又は有害性等の調査等に関する事。	30	13:00~13:30
グループ演習	130	13:30~15:50

4 受講料 (テキスト代1,155円 (消費税込み) を含む。)

会 員	非会員
10,715円	11,715円

注① 会員はテキスト代の支部補助金1,000円を差し引いた受講料になります。

注② 欠席の場合等は、原則として返金致しません。

5 修了証の交付

所定の教育を全て受講した受講生に対し、修了証を交付します。

6 受講当日の携行品

受講票・筆記用具

7 実施日・会場

実施日 第1回【受付期間 5月12日~5月23日】 ・ 6月12日

第2回【受付期間 7月8日~7月18日】 ・ 8月6日

会 場 (一社) 建設業協会佐賀 佐賀市兵庫南 2-13-5 電話 0952-26-1563